

北こ保険発第227号
令和7年12月24日

北本市市町村の国民健康保険
事業の運営に関する協議会
会長 大島映一様

北本市長 三宮幸雄

令和8年度北本市国民健康保険税の税率等（案）について（諮問）

このことについて、北本市国民健康保険に関する規則第2条に基づき、下記のとおり貴協議会に意見を求めます。

記

1 令和8年度北本市国民健康保険税の税率等（案）について

(1) 基礎課税額（医療分）

区分	令和7年度（現行）	令和8年度
所得割額	7.30%	7.30%
被保険者均等割額	38,900円	38,900円

(2) 後期高齢者支援金等課税額（支援分）

区分	令和7年度（現行）	令和8年度
所得割額	2.80%	2.80%
被保険者均等割額	13,500円	13,500円

(3) 介護納付金課税額（介護分）

区分	令和7年度（現行）	令和8年度
所得割額	2.20%	2.20%
被保険者均等割額	16,100円	16,100円

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（子ども分） ※令和8年度新設

区分	令和7年度（現行）	令和8年度
所得割額	—%	0.26%
均等割額	—円	1,500円
18歳以上被保険者均等割額	—円	100円